

社会福祉法人 桜井の里福祉会

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

法人の運営する施設・事業所（以下施設・事業所）は、感染症等に対する抵抗力が弱い方々が生活する場であり、こうした高齢者等が多数生活する環境は、感染症が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。

このような前提に立って施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要がある。

施設・事業所の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設・事業所全体でこのことに取り組む。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

（1）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の防止体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、担当者を定め、委員会を設置する等施設全体で取り組む。

（2）平常時の対応（標準予防策）

① 施設内の衛生管理

施設・事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、厨房施設・洗面所・トイレ・汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。入居者・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、入居者・利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図る。

（3）発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「拠点毎に定める感染症 BCP および感染症または食中毒に関するマニュアルの手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図る。

- ① 「発生時状況の把握」
- ② 「まん延防止の為の措置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

施設長又は事業所の管理者は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所管の保健所への報告を行ない発生時の対応策等の指示を仰ぐ。

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

衛生委員会（感染症対策・褥瘡管理・喀痰吸引等安全委員会を兼ねる）は月 1 回程度委員会を定期的開催する。委員は各拠点複数事業所から選出され、そこで検討された感染症対策に関する内容は上位の委員会である各拠点の運営会議内で共有、検討される。（※委員会運営の一連の流れに各拠点運営会議も含まれる）

（1）感染症対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を各拠点単位で設置する。

② 感染症対策担当者

拠点の施設長が最終責任者となり、委員会組織においては「感染症対策委員会」の委員長が担当する。

③ 感染症対策委員会の構成員

委員会組織において、「感染症対策委員会」の委員が担当し、各部署の役職者も所属する。

④ 感染症対策委員会の開催

委員会は毎月 1 回程度定期的開催する。その他、必要に応じて開催する。

⑤ 感染症対策委員会の主な役割

ア) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案

イ) 各指針・マニュアル等の作成

各感染症 BCP および予防マニュアル・各感染症対応マニュアル・清掃マニュアル・食品取扱いマニュアル・食中毒予防マニュアル等

ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ) 入居者・利用者・職員の健康状態の把握と対応策

オ) 新規利用者の感染症の把握と対応策

カ) 感染症・衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年 2 回以上）

キ) 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

ク) 予防対策に必要な物品及び感染拡大防止に必要な物品の確保と補充

⑥ 職員の健康管理

ア) 直接介護に関わる職員は（夜勤・宿直勤務者）年2回、その他の職員は年1回の健康診断を実施する。

インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を十分に説明し、同意を得て予防接種を行う。

イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を行う。

4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

法人内各施設・事業所内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止の為にチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

（総合施設長）

- 1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- 2) 職員の安全確保
- 3) 地域の感染症の発生状況の把握
- 4) 感染症発生時の法人連携会議の招集
- 5) 報道関係への対応

（拠点施設長）

- 1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の責任
- 2) 地域の感染症の発生状況の把握
- 3) 入居者・利用者の安全確保
- 4) 業務の優先順位の整理
- 5) 嘱託医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 6) 緊急連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
- 7) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 8) 各種職種別教育

（各事業の管理者・所属長）

- 1) 施設長の補佐及び、不在時の代行
- 2) 入居者・利用者の安全確保
- 3) 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 4) 緊急連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
- 5) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 6) 経過記録の整備
- 7) 家族への対応
- 8) 各種職種別教育

（嘱託医師）

- 1) 診断、処置方法の指示
- 2) 協力病院との連携を図る
- 3) 感染症発症時の保健所への報告

（看護職員）

- 1) 嘱託医師、協力病院との連携を図る
- 2) ケアの基本手順の教育と周知徹底
- 3) 衛生管理、安全管理の指導
- 4) 外来者への指導
- 5) 予防対策への啓発活動
- 6) 早期発見、早期予防の取組み
- 7) 経過記録の整備
- 8) 職員への教育

（生活相談員・介護支援専門員）

- 1) 嘱託医師、看護職員と連携を図り、予防・まん延防止対策を強化
- 2) 緊急時連絡体制の整備
- 3) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応（連絡等）
- 6) 各職種別教育

（管理栄養士）

- 1) 食品管理、衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- 3) 嘱託医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- 4) 緊急連絡体制の整備（保健所各関係機関等、施設、家族）
- 5) 経過記録の整備

（介護職員）

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 入居者・利用者の安全確保
- 3) 生活相談員、看護職員、栄養士、調理員との連携
- 4) 利用者の状態把握
- 5) 衛生管理の徹底
- 6) 経過記録の整備

（その他の職員）

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 入居者・利用者の安全確保
- 3) 利用者の状態把握
- 4) 衛生管理の徹底

5. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行う。

- ①定期的な研修会の実施（年2回以上）
- ②新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

6. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当該施設・事業所に掲示し、いつでも自由に閲覧することができる。
また法人ホームページ上での閲覧も可能とする。

付 則

平成23年9月1日より施行する。

平成30年3月31日 改正

令和 3年4月 1日 改正

令和 8年4月 1日 改正